

## 観光地マーケティングに関するアドバイザー及び研修業務委託に係る質問及び回答

項番	項目	質問内容	回答
1	アドバイザー業務の対象範囲について	「奈良県域における観光振興セクション職員に対する」とあるが、は、奈良県、奈良県ビジターズビューロー、DMOの幹部職員及び実務担当者は対象外という理解でよいか。	奈良県、奈良県ビジターズビューロー、DMOの幹部職員及び実務担当者も対象範囲に含まれます。
2	アドバイザーの方法について	県内の広さも勘案し、Zoom等で実施し、必要に応じて、直接アドバイスする等でよいか。	Zoom等での実施でも問題ございません。
3	「研修の実施方法」について	オンラインでの実施、オンライン・オフライン併用での実施を想定しているか。	基本的にオフライン研修ですが、現地に来ることができない場合向けにオンライン研修を想定しています。
4	「成果検証」について	具体的には、KPIの設定、データ分析等を指すか。	お見込みの通りです。
5	「組織作り」について	具体的にどのような課題があり、期待する内容を教えてほしい。	観光地マーケティングに関する知識を持つ人材の育成及び、人事異動等で担当者の入れ替わりが発生した場合にも、その知識を継承する体制づくりができるようにしたいと考えています、
6	講師の設定について	「講師は、原則、(1のアドバイザー業務を行うアドバイザー)が行う。」とあるが、アドバイザーが研修の総合的なアレンジをしつつ、別の外部講師がメインスピーカーとなることは可能か。例えば、第1回はアドバイザーが講師、第2回は外部講師A、第3回は外部講師Bなど。また上記のケースは、「再委託」の定義に該当するのか。	アドバイザーが研修のアレンジ、外部講師が研修を行うことも可能です。法人格が異なる団体からの外部講師を選任する場合は再委託に該当しますので、仕様書第7項(1)に記載の通り再委託の手続きをお願いします。